

平成30年8月8日(水)

平成30年8月2日付で相手方に送付した質問書に対し、回答書が提出された。

相手方が主張している「川越市建設工事標準請負契約約款第2条」の要件に違反するとした具体的な事実としては、給排水および電気の設備工事といった本件工事に密接に関連する工事の入札が、平成30年7月26日の時点で行われていないのは、関連工事の調整義務違反であることを主張。また、本市の行為によって契約の履行が不可能となる理由は、関連する工事の施工に合わせて本件工事の調整をした場合、本件工事の開始が2カ月以上遅れることが確実なため、工期内に本件工事を完了することが不可能となったことであった。

平成30年8月22日(水)

相手方に対し旧川越織物市場整備工事請負契約の履行催告および解除通知書を送付。

①履行の催告

本契約締結後、相手方から本市に対して、平成30年7月24日に相手方の技術力や施工能力の不足を理由に口頭で本契約の解除の申し出および謝罪があり、同月26日に本市の契約違反を理由に書面で本契約の解除の申し出を受けた。しかしながら、本市としては、これらの解除の申し出が、約款上、相手方の解除権の行使ではないものと判断し、直ちに、本契約に従い、本件工事の履行を催告した。

②履行催告に対する回答期限

本書面到達後7日以内(平成30年8月29日)

③解除の通知

履行に応じない場合には、相手方の契約違反は明らかであり、本市には一切瑕疵がないことから、約款第46条第2号、第4号および第5号による発注者である本市から本契約の解除権を行使するなど厳正に対処することとした。

平成30年8月28日(火)

相手方から通知書が提出された。相手方の主な主張は、以下のとおりである。

- ・川越市の主張には虚偽が多く、到底認められるものではない。
- ・平成30年7月26日付の解除の申し出を維持する。
- ・平成30年6月29日の対応において、設計変更または工期延長という契約条件の協議が行えるとの錯誤に陥らせた川越市の欺罔行為により、相手方は本契約の締結を承諾したものであるから、本契約締結を川越市の詐欺を理由に取り消す。
- ・川越市の担当者に欺罔の意思がなかったとしても、上記のように相手方の本契約締結に係る意思表示には錯誤があるから、本契約は無効である。

平成30年8月30日(木)

相手方に対し指名停止の決定通知を送付。

指名停止期間は、平成30年8月30日から平成31年8月29日までとし、指名停止の理由は、契約で定めた義務を履行せず、また正当な理由なく契約の解除を申し出たためである。

今後については、違約金の請求など、引き続き、厳正に対処していく。

川越市手話言語条例施策推進方針

平成30年6月定例会において議員提案で可決した川越市手話言語条例を受け、同年9月、市が川越市手話言語条例施策推進方針を策定しました。内容は以下のとおりです。

川越市は、手話が言語であると認識し、手話に対する理解を深め、これを広く普及するとともに、手話を使用しやすい環境を整備することにより、ろう者とうろう者以外の全ての市民が共に暮らしやすい社会を実現するため、川越市手話言語条例第6条第1項に基づき、以下の施策の推進方針を策定します。

1 手話に対する理解の促進・手話の普及に関すること

市民が気軽に手話に接し、学べる環境を整備することにより、手話に対する理解を促進し、手話による挨拶や簡単な会話ができる社会を目指し、手話の普及を図ります。

- (1)市ホームページやリーフレット等を活用し、手話に関する知識や情報を発信し、手話に対する理解を深め、普及啓発を図ります。
- (2)市民や職員を対象に、ろう者への理解を深めるとともに、手話に親しみ、学ぶ機会を通じ、手話の普及に努めます。
- (3)市内の子どもたちを対象に、手話を楽しく学べる環境を整備し、手話への関心を高める機会を提供します。

2 手話を使用しやすい環境の整備および手話による情報の発信に関すること

市が発信している行政情報等において、手話での情報発信に努めることで、ろう者の社会参加の促進につなげ、手話を使用しやすい環境の整備を推進します。